

## 構造改革特別区域法の一部を改正する法律案要綱

第一 国及び地方公共団体は、構造改革特別区域において、経済社会の構造改革の推進及び地域の活性化に関する施策を推進するに当たっては、地域の活力の再生に関する施策、産業の国際競争力の強化に関する施策その他の関連する施策との連携を図るよう努めなければならないものとする（新第二条の二関係）。

第二 特産酒類の製造事業に係る酒税法の特例に関し、果実酒又はリキュールに使用することができる原料の追加を行うこと（第二十八条の二関係）。

第三 次に掲げる規制の特例に関する措置を追加すること。

### 一 河川法及び電気事業法の特例等

内閣総理大臣の認定を受けた構造改革特別区域においては、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第二十三条、第二十四条又は第二十六条第一項（これらの規定を同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定による許可を受けた水利使用（流水の占用又は同法第二十六条第一項に規定する工作物で流水の占用のためのものの新築若しくは改築をいう。）のために取水した流水のみを利用する

水力発電事業について、河川法上定められている手続の一部を不要等とするものとする（新第三十条関係）。

二 政令等で規定された地方公共団体の事務に関する規制についての条例による特例措置

内閣総理大臣の認定を受けた構造改革特別区域においては、地方公共団体事務政令等規制事業（政令又は主務省令により規定された規制（地方公共団体の事務に関するものに限る。）に係る事業をいう。）については、政令により規定された規制に係るものにあつては政令で定めるところにより条例で、主務省令により規定された規制に係るものにあつては主務省令で定めるところにより条例で、それぞれ定めるところにより、規制の特例措置を適用するものとする（新第三十五条関係）。

第四 新たな規制の特例措置の整備等に係る提案を募集する期限とされている平成二十四年三月三十一日を平成二十九年三月三十一日まで延長すること（附則第三条関係）。

第五 構造改革特別区域計画の認定を申請する期限とされている平成二十四年三月三十一日を平成二十九年三月三十一日まで延長すること（附則第四条関係）。

第六 施行期日等

- 一 この法律は、公布の日から施行するものとする（改正法附則第一条関係）。
- 二 この法律の施行に関し必要な経過措置を定めること（改正法附則第二条関係）。
- 三 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の構造改革特別区域法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする（改正法附則第三条関係）。
- 四 関係法律について所要の改正を行うこと（改正法附則第四条関係）。

## 第七 別表

規制の特例措置の適用を受ける事業を追加すること。